

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

2005年4月に、伊豆長岡町、菰山町、大仁町が合併して誕生した「伊豆の国市」は、伊豆半島の北部、田方平野のほぼ中央に位置している。

東京からは100km圏内にあり、東海道新幹線から伊豆箱根鉄道駿豆線、あるいは東名高速道路・新東名高速道路から、伊豆縦貫自動車道、伊豆中央道、国道136号を利用してそれぞれ1時間半程度の所要時間となっている。

静岡県東部の中心地である沼津市や三島市にも近く、利便性に恵まれた立地である。

国勢調査による本市の総人口は、1995年の50,328人をピークに減少に転じ、その後は減少が続いている。

本市の産業構造は、令和3年「経済センサス基礎調査」、「経済センサス活動調査」によると、全2,079事業所に、対する構成比で、卸売・小売業が20.6%、宿泊業、飲食サービス業が14.4%となり、観光地としての特色を表している。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内で最も設備投資が活発な自治体の1つとなり、更に経済発展していくことを目指す。これを実現することと経済情勢を踏まえ、先端設備等導入計画の認定件数1年あたり5件を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てと

する。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、伊豆の国市全域とする。

(2) 対象業種・事業

本計画において対象とする業種は、全業種とする。

本計画において労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・ 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・ 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ・ 市税を滞納している者は対象としない。
- ・ 伊豆の国市景観条例に配慮する。
- ・ 先端設備等導入計画を認定した者の進捗状況についての調査を実施する場合があります。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。